

京都ウエルネス産業コンソーシアム

ウエルネスベンチャー事業化支援事業公募要領

1 事業趣旨

ウエルネス分野で新たな事業開拓や新産業創出をめざして研究開発を行おうとする中小・ベンチャー企業のうち、府内で新たに場所を確保し、京都ウエルネス産業コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）に参画する大学（当該大学の研究室や教員・研究員を含む。）と共同で研究開発を行おうとするもの又はコンソーシアムに参画する大学から生まれたいわゆる大学発ベンチャーを対象に公募を行い、事業可能性が高くかつ波及効果の高いものを選定し、共同研究者としてコンソーシアムと研究開発を行うことにより、研究開発費の一部を支援し成長をサポートする。

コンソーシアム参画大学

京都学園大学、京都工芸繊維大学、京都産業大学、京都大学、京都府立大学、京都府立医科大学、京都薬科大学、同志社女子大学、同志社大学、明治鍼灸大学（平成19年4月現在）

2 研究開発事業の支援対象分野

ウエルネスに関連する分野

3 支援の対象者

ウエルネス分野で新たな事業の開拓をめざして研究開発を行おうとする中小・ベンチャー企業のうち、次のすべての条件を満たすもの

京都府知事の指定する別表のインキュベーション施設に平成17年4月1日以降に入居した個人・法人等であること。

コンソーシアムに参画する大学（当該大学の研究室や教員・研究員を含む）と共同で研究開発を行おうとするもの又はコンソーシアムを構成する大学から生まれたいわゆる大学発ベンチャーであること

事業可能性が高くかつ波及効果の高い研究開発であると認められるものであること

同一の研究開発テーマで国等の公的な資金援助（本コンソーシアムの他の事業による資金支援を含む。）を受けていないこと

4 支援の対象経費

コンソーシアムが認める研究開発に必要な経費（飲食費、人件費及び50万円以上の設備機器購入費等は対象外）

5 支援の金額

研究開発に要する年間経費の1/2以内でかつ市町村の補助額の範囲内とする。

6 支援の期間

支援の開始月から平成20年3月末日まで。ただし、36月以内の範囲内で延長が可能（毎年度の審査の採択が必要）

7 申請手続

次の申請書類をコンソーシアムに申請

(1) 申請書

(2) 事業計画書（研究テーマ、研究内容、共同研究者、研究開発に係る経費等）

8 申請期間

平成19年5月7日（月曜日）から6月29日（金曜日）まで

9 審査方法

コンソーシアムにおいて審査をして決定（必要に応じてヒアリングを実施）

10 研究成果の報告

事業終了後、速やかに活動報告書（成果報告）、決算報告書、決算書等を提出

(なお、(独)中小企業基盤整備機構等に提出される書類の写しでも可能)

11 知的財産権の帰属

特許等の知的財産権が発生した場合、その知的財産権の帰属先は、以下の3項目を遵守していただくことを条件に研究者の所有となります。

- (1) 知的財産権に関して出願した場合、速やかにコンソーシアム事務局に報告すること
- (2) 支援期間満了後、5年以内に特許料収入等が生じた場合、支援金額を上限として、収益のうち自己負担額を除く1/3の収益をコンソーシアムに納付するものとする。
- (3) 相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、事務局が特に必要があると要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと

12 その他

- (1) 支援決定を受けた後、研究内容の変更又は中止する場合は、事前にコンソーシアムの承認を必要とする。
- (2) 毎年度、事業実績報告書、決算報告書、決算書等を提出すること。

【申請・問合せ先】

京都ウエルネス産業コンソーシアム事務局
京都府商工部産業支援室 産学公・新産業推進チーム
〒602-8570
京都市上京区下立売通新町西入
TEL 075-414-4849 FAX 075-414-4842

財団法人京都産業21 連携推進部 産学公・ベンチャー支援グループ
〒600-8813
京都市下京区中堂寺南町 134
TEL 075-315-9425 FAX 075-314-4720

【別表】

施設名	所在地
クリエイション・コア京都御車	京都市上京区御車道通清和院口上る東側梶井町 448 番 5